

報告第11号

資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、公営企業の資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和2年9月3日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

令和元年度決算に基づく公営企業の資金不足比率

(単位：％)

事業会計の名称	本市の比率	経営健全化基準
下水道事業会計	—	20

備考：資金不足額がない場合は「—」

令和元年度

逗子市資金不足比率審査意見書

逗子市監査委員

2 逗監発第 16 号
2020 年（令和 2 年）8 月 25 日

逗子市長 桐ヶ谷 覚 様

逗子市監査委員 関 口 毅
同 加 藤 秀 子

令和元年度決算に基づく資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出する。

資金不足比率審査意見

1 審査の対象

令和元年度決算に基づき、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

2 審査の期間

令和2年7月28日から令和2年8月3日まで

3 審査の概要

審査にあたっては、令和2年7月22日付けで市長から送付を受けた令和元年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果及び意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率については、資金不足額がなかったが、今後とも当該比率に留意のうえ、健全で適正な財政運営に努力されたい。

会計の名称	令和元年度 資金不足比率 (%)	平成30年度 資金不足比率 (%)	平成29年度 資金不足比率 (%)	経営健全化基準(%)
逗子市下水道事業会計	—	—	—	20.0

(注1) 会計の名称：平成30年度までは逗子市下水道事業特別会計

(注2) 比率が算定されない場合は「—」で表示している。